

平成30年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
都市政策課	平成30年度大阪外環状線沿道まちづくり 検討業務	平成30年4月2日	(公財)大阪府都市整備推進センター	大阪府中央区本町一丁目8-12 日本生命堺筋本町ビル5階	1,694,520	本業務は、市街化区域への編入を保留している区域において、市街化区域への編入の条件である事業化に向けて、地権者や地域住民が主体となり今後の方向性をまとめるために必要な様々な技術的支援を行うことを目的としております。事業化の手法の一つである区画整理事業に精通しており、また地域住民と協働で業務を進めていく技術的知識と経験を有し、同種の業務を数多く手がけた実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
都市政策課	平成30年度都市計画生産緑地変更図書等 作成及び総括図等出力業務	平成30年7月12日	(株)パスコ大阪支店	大阪市浪速区湊町一丁目2-3	1,158,840	本業務は、都市計画生産緑地変更図書並びに、都市計画総括図をはじめとする都市計画データの編集及び印刷を行う業務であり、また、用途地域の変更及び地区計画の決定にともない、都市計画総括図をはじめとする都市計画データの編集及び印刷を行う業務であります。 八尾市の都市計画総括図等は、都市計画支援システムにより作成されております。同システムは株式会社パスコにより独自に構築されており、他社ではデータの更新ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
交通対策課	放置自転車整理・指導業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 15,605,453	高齢者等の継続的な雇用の安定に資することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
交通対策課	放置自転車移動保管及び 返還・移動保管料徴収業務	平成30年4月1日	八尾市環境事業協同組合	八尾市本町二丁目10-12 喜多ビル2階203号	38,880,000	下水道の整備に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法に基づく市支援策の一環としての業務委託のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管財課	平成30年度八尾市道路台帳システム他 2システム保守点検業務	平成30年4月1日	(株)パスコ大阪支店	大阪市浪速区湊町一丁目2-3	2,237,760	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと保守ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

平成30年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木建設課	公共事業設計積算システムデータ改定業務	平成30年4月1日	富士通エフ・アイ・ピー(株)関西支社	大阪市北区中之島二丁目2-2	810,000	システムの作成業者であり、システムを熟知するとともに、システムの納入業者である同社と契約するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	公園・緑地等環境保全清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 17,272,324	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	公園等トイレ清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 1,502,064	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	休養施設等施開錠及び清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 1,338,930	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	河川環境保全管理委託業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 2,790,226	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

平成30年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木管理事務所	近鉄八尾駅前広場清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 2,312,000	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	JR志紀駅前広場清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 769,000	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	地下鉄八尾南駅前広場清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 924,000	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	JR久宝寺駅前広場清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 1,075,000	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	JR久宝寺駅自由通路等清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 766,000	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

平成30年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木管理事務所	JR八尾駅自由通路清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 613,000	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	JR八尾駅前広場清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 615,000	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	八尾市立桂公園野球場整備清掃及び保安管理業務	平成30年4月1日	西郡生きがい事業団	八尾市高砂町一丁目75-20	単価契約 (年間見込額) 2,918,504	高齢者の生きがいの創造と活用及び就労の支援を推進しており、シルバー人材センター的な団体である西郡生きがい事業団から役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	JR八尾駅自由通路エスカレーター保守点検委託業務	平成30年4月1日	東芝エレベータ(株)関西支社	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1-43	7,542,720	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	JR久宝寺駅自由通路南口エスカレーター保守点検委託業務	平成30年4月1日	東芝エレベータ(株)関西支社	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1-43	1,386,720	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

平成30年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木管理事務所	JR久宝寺駅自由通路東西デッキエレベーター保守点検委託業務	平成30年4月1日	東芝エレベータ(株)関西支社	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1-43	842,400	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	JR久宝寺駅自由通路エレベーター等保守点検委託業務	平成30年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス(株)関西支社	大阪市北区天満橋一丁目8-30	1,866,240	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	近鉄八尾駅前エレベーター保守点検委託業務	平成30年4月1日	(株)日立ビルシステム関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目2-1	686,880	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	JR八尾駅自由通路エレベーター保守点検委託業務	平成30年4月1日	(株)日立ビルシステム関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目2-1	1,814,400	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	道路賠償責任保険	平成30年4月1日	(公社)全国市有物件災害共済会	大阪府中央区北浜二丁目1-26	964,310	当団体の損害保険制度、内容及び実績を有する同等の保険が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

平成30年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木管理事務所	恩智川治水緑地及び福栄町緑地清掃等業務	平成30年4月2日	八尾市障害者作業所等連絡会	八尾市南植松町一丁目27-8	単価契約 (年間見込額) 944,684	本市障がい者への就労支援事業に基づき、障害者作業所等連絡会から役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	放置自動車等不法投棄物調査委託業務	平成30年4月2日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 733,152	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	桂公園外9公園除草業務	平成30年5月16日	西郡生きがい事業団	八尾市高砂町一丁目75-20	2,641,000	高齢者の生きがいの創造と活用及び就労の支援を推進しており、シルバー人材センター的な団体である西郡生きがい事業団から役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	市内一円不法屋外広告物撤去活動等委託業務	平成30年6月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 1,207,980	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
みどり課	八尾市公園管理事務所清掃業務	平成30年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 1,107,696	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

平成30年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道経営企画課	八尾市下水道事業財務会計システム保守業務	平成30年4月1日	扶桑電通(株)関西支店	大阪府北区堂島浜二丁目1-9	799,200	公営企業会計への移行に伴い新規に導入した財務会計システムの開発者であり、同システム及び周辺機器の設定に熟知しているため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道経営企画課	下水道の広報宣伝に係る業務	平成30年4月20日	アクティオ(株)大阪支店	大阪府淀川区木川東四丁目8-33	3,319,920	同社は市内小学校のニーズを理解しており、講座に取り入れながら業務を実施してきた結果、市内各小学校より好評の声を多数いただけるようになり、毎年市内全小学校の半数以上の申込件数がある。また、市内大型商業施設のイベントにおいても商業施設の意向を取り入れながら様々な工夫を重ね、良好な関係を築いた実績がある。そのため、当該業務を実施するにあたり最も適切な事業者と考えられるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道管理課	平成30年度八尾市下水処理水送水施設管理業務	平成30年4月1日	東洋メンテナンス(株)	東大阪市本庄西一丁目10-24	5,011,200	本業務は、下水処理水送水施設の機械・電気設備及び水質の定期的な点検・整備を行うものである。当該設備については、大阪府電華水みらいセンターと電気信号による相互通信システムが構築されていることや、緊急時の対応等から、大阪府の下水処理水供給に関する事業(大阪府電華水みらいセンター運営管理業務)と密接不可分な関係であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
下水道管理課	八尾市下水道台帳管理システム保守業務	平成30年4月1日	アジア航測(株)大阪支店	大阪府北区天満橋一丁目8-30	604,713	保守業務を実施するにあたり、プログラム内容に精通し、トラブル等にも迅速かつスムーズに対応可能であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道管理課	事業場排水規制等補助業務	平成30年4月16日	(一財)都市技術センター	大阪府中央区船場中央二丁目2-5-206	2,216,160	法令に基づいた水質規制業務に精通するとともに、広範な業種の排水処理設備に関する技術指導が可能であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)

平成30年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道整備課	八尾市下水道事業執行管理システム 保守業務	平成30年4月1日	扶桑電通(株)関西支店	大阪府北区堂島浜二丁目1-9	2,068,200	当該システムの開発業者でありシステム及び周辺機器の設定等に熟知した同業者でないため当該業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	八尾市公共事業設計積算システム単価 改定業務	平成30年6月1日	富士通エフ・アイ・ピー(株)	大阪府北区中之島二丁目2-2	972,000	当該システム改定を他社に委託した場合、著しく支障が生じる恐れがあり、システム開発者である同業者でないため当該業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	下水道工事(29-19工区)に伴う水越遺跡・ 郡川遺跡発掘調査その2	平成30年6月22日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	194,400	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないため当該業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	下水道工事(30-40工区)に伴う郡川遺跡・ 教興寺跡発掘調査	平成30年7月26日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	1,639,440	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないため当該業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	下水道工事(29-10工区)に伴う恩智遺跡 発掘調査	平成30年8月1日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	2,459,160	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないため当該業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)

平成30年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道整備課	下水道工事(30-18工区)に伴う郡川遺跡発掘調査	平成30年8月6日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	1,639,440	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないと当該業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)